

 市章	大津市公報	令和7年9月1日 号外（第46号）
		発行所 大津市役所 発行人 大津市 毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目次
○ 告 示
240 大津市生涯学習センター条例に基づくホール等の使用料等に係る指定納付受託者の指定について…………… 1

告 示

大津市告示第240号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月1日

大津市長 佐藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和7年4月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - 大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項のホール等の使用料
 - 条例第9条第2項のホール等の附帯設備の使用料
 - 生涯学習センターで本市が開催する催しにおいて徴収する材料費等の実費
 - 生涯学習センターの印刷機その他の事務機器の使用に係る実費